

ぐんまちよい得キッズパスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援することで、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えるような社会の実現に向けた県民運動の展開を目的とするぐんまちよい得キッズパスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)ぐーちよきパスポート事業

18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の人がいる世帯を構成する者(以下「子育て家庭」という。)が、次号に掲げる協賛店舗等において、ぐーちよきパスポートを提示することにより、割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を受けることができるぐんまちよい得キッズパスポート事業をいう。

(2)協賛店舗等

ぐーちよきパスポート事業に協賛し、ぐーちよきパスポートの使用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(3)協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するための協賛ステッカーをいう。

(4)実施市町村

ぐーちよきパスポート事業を実施する市、町又は村をいう。

(5)ぐーちよきパスポート

実施市町村において、18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の人に対し1人1枚ずつ配付されるぐんまちよい得キッズパスポートをいう。

(6)特典

協賛店舗等で任意に定めた割引やポイント・スタンプ等の優遇などのサービスをいう。

(ぐーちよきパスポート事業の実施体制)

第3条 県及び実施市町村は、共同してぐーちよきパスポート事業を行うものとする。

2 県は、ぐーちよきパスポート事業の趣旨を市町村、県民及び店舗・施設・企業等に周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)店舗、施設、企業等に対し、ぐーちよきパスポート事業への協賛を依頼すること。

(2)ぐーちよきパスポート及び協賛ステッカーを作成すること。

(3)協賛店舗等に協賛ステッカーを配付すること。

(4)ホームページ等を通じて、ぐーちよきパスポート事業についての情報提供を行うこと。

(5)ぐーちよきパスポート事業全般の運営及びその見直しに関すること。

(6)その他ぐーちよきパスポート事業を推進するために必要なことを行うこと。

3 実施市町村は、ぐーちよきパスポート事業の趣旨を当該市町村内の住民及び店舗、施設、企業等に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

(1) 当該市町村内に住む子育て家庭に対して、ぐーちよきパスポートを配付すること。

(2) 当該市町村内の協賛店舗等の名称、所在地及び特典内容等について、当該市町村内での周知に努めること。

(3) その他ぐーちよきパスポート事業を推進するために必要なことを行うこと。

(ぐーちよきパスポートの使用)

第4条 ぐーちよきパスポートの配付を受けた者は、パスポート裏面の所定の位置に子どもの氏名及び生まれた年度を記載する。妊娠中の人にあつては、子どもの生まれる予定の年度のみを記載し、出産後に子どもの氏名を書き加える。

2 ぐーちよきパスポートは、他人に貸与・譲渡してはならない。

3 協賛店舗等は、ぐーちよきパスポート提示者に対して、当該パスポートを使用できる者であることを確認することができる。

4 ぐーちよきパスポートの不正使用があつた場合は、実施市町村又は県はぐーちよきパスポート使用者に対してその返却を求めることができる。

5 ぐーちよきパスポートの使用期限は、ぐーちよきパスポートに記載された有効期限もしくはぐーちよきパスポートが配布された子どもが18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのいずれか早い方とする。

(協賛店舗等の範囲)

第5条 協賛店舗等は、原則として、県内に所在する店舗、施設、企業等に限る。ただし、関東・信越に所在する店舗、施設、企業等であつた次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 県内にも支店等が所在するとき。

(2) 県民が訪れて利用するものであると県が認めたとき。

(3) 特典の提供を県内で受けることが可能であると県が認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、店舗、施設、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業種を営む店舗、施設、企業等。ただし、当該店舗、施設、企業等の立地状況や県民の利用状況等を勘案した上で、第1条の趣旨に照らし、当該店舗、施設、企業等が協賛店舗等たるものが適当であると県が認めた場合は、この限りでない。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)第2条第2号二規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が関連する店舗、施設、企業等。

(4) 特典を提供する際に、ぐーちょきパスポートの提示を確認することができない店舗、施設、企業等。

(5) その他ぐーちょきパスポート事業の趣旨にそぐわないと県が認める店舗、施設、企業等。

(協賛の手続き等)

第6条 ぐーちょきパスポート事業に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗、施設、企業等ごとに様式第1号による協賛申込書により、県に協賛を申し込むものとする。

2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、協賛店舗等として登録し、ホームページ等により公表することができる。

3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第2号による変更・廃止届により、県に届け出るものとする。

4 県は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表することができる。

5 協賛店舗等の業務内容又は特典内容が違法又は不適切と認められる場合には、県は協賛店舗等を登録しないこと又は協賛店舗登録を取り消すことができる。

6 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、ぐーちょきパスポートの使用者が見やすい位置に掲示すること。

(2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。

(3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

(デザインの使用)

第7条 ぐーちょきパスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、県の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱い)

第8条 県及び実施市町村は、ぐーちょきパスポートの利用者情報及び協賛店舗等の登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号)に基づき、適正に取り扱うこととする。

2 県及び実施市町村は、ぐーちょきパスポートの利用者情報を、協賛店舗等に提供しない。

(全国共通展開)

第9条 県は、子育て家庭が特典を受けることができる機会を増大させるとともに、子育て家庭を地域社会で応援する気運を一層高めるため、ぐーちょきパスポート事業と同様の事業を行う全国の自治体との間で相互連携を図るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別に
県が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。